

## 奥州市上下水道事業運営審議会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この規則は、奥州市上下水道事業運営審議会条例（平成18年奥州市条例第298号）第7条の規定に基づき、奥州市上下水道事業運営審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴受付簿に氏名、住所等必要な事項を記入し、係員の指示に従い、所定の傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴人の数は、傍聴人用の席数を限度とし、先着順に決定する。

### (傍聴の制限等)

第3条 会長は、傍聴席が満席となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

2 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

### (傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 危険物又は会議の妨害になると認められる物を携帯している者

(3) 前2号に定める者のほか、会長が会議の傍聴が適当でないと認める者

### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 飲食又は喫煙をしないこと。

(2) 私語、談話等をしないこと。

(3) 議事に批評を加え、賛否を表明し、又は拍手等を行わないこと。

(4) 許可なく録音、撮影等を行わないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となる挙動をしないこと。

### (退場命令等)

第6条 会長は、会議を秘密会とする議決があったとき、又は傍聴人がこの要領に違反し、会議場の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、会長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。